

# 暮らしっく

若者向け  
特集号

## 「契約」するってどんなこと?

～消費者トラブルを防ぎ、  
自ら考え行動できる自立した消費者になろう!～



【あいち暮らしWEB  
キャラクター ビッピ】



### 契約クイズに挑戦してみよう



**クイズ1** 次の①～⑥のうち「契約」が成立しているのはどれでしょう。(答えは次ページの下にあるよ。)

- ① コンビニでお菓子を買う
- ② 切符を買って電車に乗る
- ③ アパートの部屋を借りる
- ④ 家族で遊園地に行く約束をする
- ⑤ 本屋でアルバイトを始める
- ⑥ 病院で診察を受ける



**クイズ2** 次のうち「契約」が成立したのはいつでしょう。

**1** 旅行に行きたいのですが…  
どんなコースが  
おすすめですか?

TRAVEL

**2** こちらのコースは2泊  
3日で38,000円です。  
いかがですか?

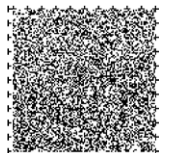
では、そのコースにします。

**3** では、こちらが  
契約書です。  
よく読んで、ここに  
署名と押印を  
お願いします。

はい。

**4** 契約書の  
控えです。

ありがとう  
ございました。



# 契約とは？



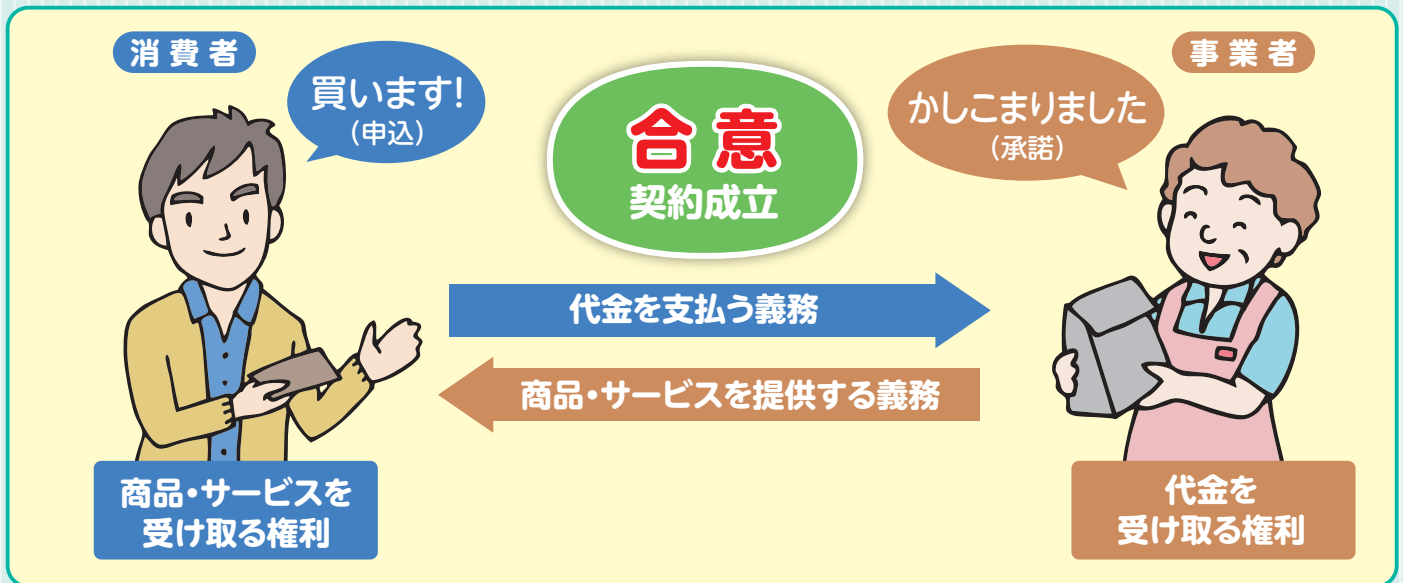
**契約とは、「法的な責任が生じる約束」※のこトです。**

商品を買ったり、サービスを利用したりするのも契約です。契約が成立すると、権利と義務が発生します。

※契約相手が義務を守らなかった場合に、裁判で履行を求めることができる約束。

## 契約が成立するのはいつ？

商品の売買やサービスの利用について、客(消費者)とお店(事業者)の間でその内容や価格、引渡し時期などについて**お互いが合意したときに、契約は成立します。**



## 契約書などが必要？

原則として**契約は口約束でも成立します。**契約書は、契約内容で紛争が生じないように、また、紛争が生じた場合に契約内容を確認することができるようにするために作成するものです。

## 契約はやめられる？

契約が成立すると、「権利」と「義務」が発生するため、**原則として自分や相手の都合で一方的に内容を変更したり、やめたりすることはできません。**

契約をする前には、その内容をよく検討し、慎重に判断するようにしましょう。

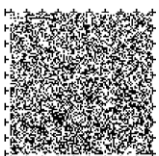
### ポイント 18歳から成人に!

改正民法が本年6月に成立し、2022年4月1日から成年年齢が18歳に引き下げられます。

未成年者(既婚者を除く。)が親(法定代理人)の同意を得ずに行った契約は、取り消すことができますが(未成年者取消権)、成年年齢引下げに伴い、18歳、19歳にはこの**未成年者取消権が使えなくなります。**

※未成年者契約の取消については、P.5を参照

2022年度からは、**18歳で成人になるんだ!**



# 若者に多い消費者トラブル ~SNSをきっかけとしたトラブルが増えています!~

## SNSで知り合った人に誘われて…



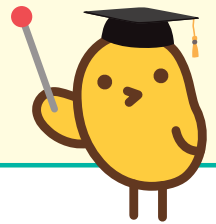
## アドバイス

### ・ネット上で知り合った人を簡単に信用しない!安易に会わない!

インターネット上では匿名でのやり取りが可能で、相手のプロフィールの情報も真実であるとは限りません。SNS上でやり取りをするだけの相手の言うことを、簡単に信用しないようにしましょう。

### ・相手が知り合いでも、必要のない契約はきっぱり断ろう!

### ・「誰でも簡単に儲かる」といったうまい話をうのみにしない!



## SNSに表示される広告に惹かれて…



## アドバイス

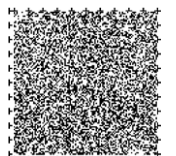
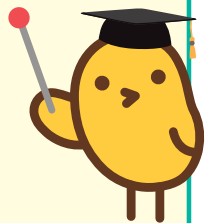
### ・通信販売はクーリング・オフ制度の適用がありません!

### 注文前には購入・解約の条件、返品特約を画面でしっかり確認しよう!

広告の内容だけで判断せず、広告からリンクした先の通販サイトの表示も十分確認しましょう。また、広告が一定期間で消えてしまうケースも見られますので、申込時に表示された画面は保存・印刷しておきましょう。

### ・本当に必要なものかどうか慎重に判断しよう!

SNSでは、利用者のプロフィールや検索履歴から、興味に合った広告が表示されることが多いですが(ターゲティング広告)、欲しいからといってすぐに購入するのではなく、本当に必要なものかどうか慎重に検討しましょう。





# 若者に多い消費者トラブル ~こんなトラブルも 多く見られます!~

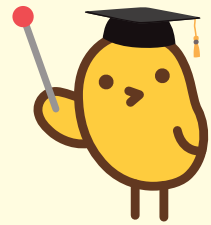
## エステのお試し体験で…



## アドバイス

- ・判断に迷う場合はその場で決めない!
- ・必要が無ければきっぱり断ろう!
- ・クーリング・オフ、中途解約ができます!

クーリング・オフ期間を過ぎた場合でも、法律で定められた解約料を支払えば中途解約が可能です。



## フリマサービス\*で不良品が…

\*フリマアプリやフリマサイトなど、インターネット上で個人同士が商品等を取引する場を提供するサービス

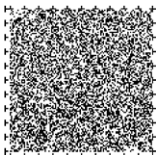


## アドバイス

- ・フリマサービスは個人間取引であり、自己責任で利用するものだと認識しよう!

「購入した商品が欠陥品だった」、「商品を送ったのに代金が支払われない」といったトラブルが多く見られます。多くのフリマサービスの利用規約では、取引においてトラブルが発生した場合、当事者間での解決が求められており、交渉が長引いたり、相手と連絡が取れず交渉が進まないケースも発生しています。利用に当たってはこうしたリスクを十分認識しましょう。

- ・取引相手や商品について十分情報収集し、取引は慎重にしよう!
- ・利用規約等で禁止されている行為は絶対に行わないようにしよう!





# 契約をやめられるのは、どんなとき？

## クーリング・オフ制度

クーリング・オフ制度とは、訪問販売など消費者にとって不意打ちとなる取引について、いったん契約した場合でも、後で冷静になって契約をやめたいと思えば、無条件で契約を解除できる制度です。

クーリング・オフ対象	期 間
訪問販売(キャッチセールス、アポイントメントセールス、催眠商法を含む。)	8日間
電話勧誘販売	
特定継続的役務提供(いわゆるエステティックサロン、語学教室、家庭教師、学習塾、パソコン教室、結婚相手紹介サービス、美容医療 <sup>※</sup> )	
訪問購入(店舗以外の場所で、着物、貴金属など原則すべての物品を事業者が消費者から買い取る契約)	20日間
連鎖販売取引(マルチ商法)	
業務提供誘引販売取引(内職・モニター商法)	

※「脱毛」、「にきび、しみ、ほくろなどの除去」、「肌のしわやたるみの軽減」、「脂肪の溶解」、「歯の漂白」の施術に限る。

## ■クーリング・オフの効果(書面を発信したときに効力が発生)

契約は無条件で解除となり、支払い済みの金額は全額返金されます。商品を受け取っている場合は、事業者の負担で返還します。

## ■クーリング・オフの方法

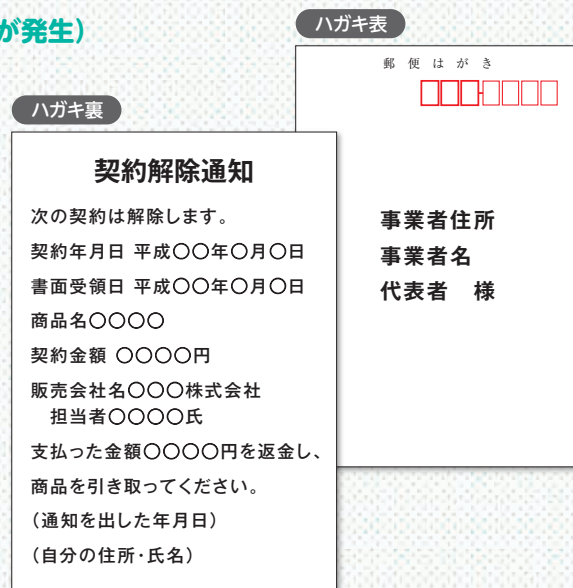
書面(ハガキ可)で、契約を解除したい旨を書いて事業者に通知します。発信したことが証明できるように、「特定記録郵便」又は「簡易書留」で送ります。(内容証明郵便でも可)

証拠として必ず書面(ハガキ両面)のコピーをとり、郵便の受領証や契約書と一緒に保管します。

クレジット契約の場合は、クレジット会社へも書面を送ります。

## ■クーリング・オフができない取引

消費者自らが店舗に出かけて品物を購入した場合や通信販売、3千円に満たない現金での買物などは、クーリング・オフ制度が適用されません。



## クーリング・オフができなくても、あきらめないで!

クーリング・オフの期間が過ぎてしまったり、対象外の場合でも、未成年者が親(法定代理人)の同意を得ることなく行った契約の場合(未成年者取消権)や、偽りのセールストークなど、勧誘方法に問題があった場合には、契約の取消しができることがありますので、消費生活相談窓口へ早めに相談しましょう。

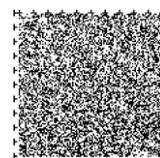


### 未成年者の契約(未成年者取消権)

未成年者(既婚者を除く。)が親(法定代理人)の同意を得ることなく結んだ契約は、取り消すことができます。

ただし、次の場合は取り消すことができません。

- ①あらかじめお小遣いとして渡された範囲内での契約
- ②親(法定代理人)から任されている営業取引に関する契約
- ③自分が成人であると偽ってした契約(事業者から指示された場合は取り消せません。)





## スマートフォンを安全に利用しよう!

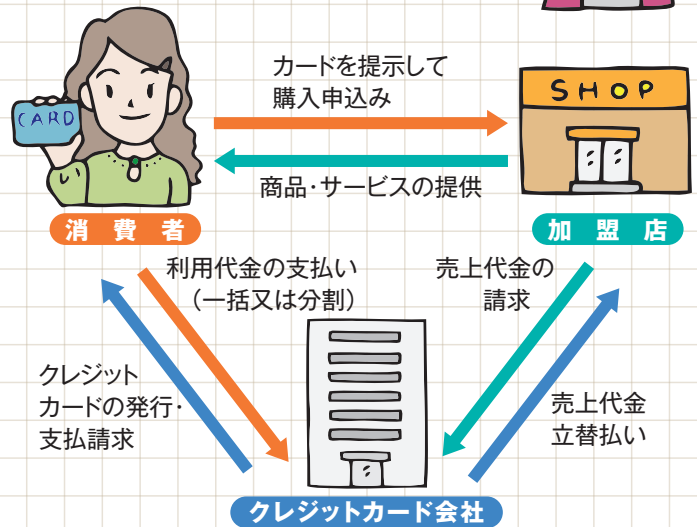
- ① 信頼できるサイトからアプリをインストール!
- ② アプリをインストールする際はアクセス許可を確認!
- ③ OSやアプリは最新の状態に!セキュリティソフトも使おう!
- ④ 個人情報は掲載しない!
- ⑤ SNSなどのネットで知り合った人とは安易に会わない!
- ⑥ 「ながらスマホ」などの危険行動をしない!



## クレジットカードの仕組みを知ろう!

クレジットとは「信用」という意味で、消費者の「信用」をもとに、クレジットカード会社が販売店に代金を立替払いし、消費者が後からクレジットカード会社に返済するというシステムです。

手元に現金がなくても商品をすぐに手に入れられる便利なシステムですが、クレジットによる買い物は「借金」であることを認識することが大切です。



### 利用上の注意点

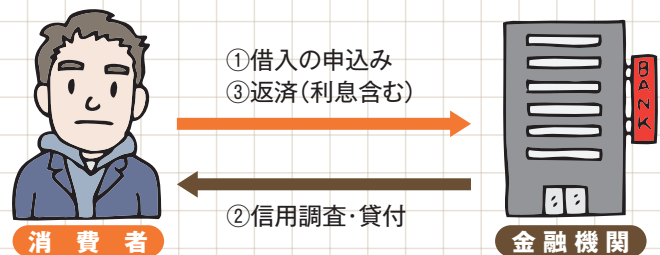
- 利用は確実に返済できる金額まで
- 金利や返済総額を必ず確認
- 支払い明細書のチェックを忘れずに
- 支払期日を必ず守る
- キャッシング機能の利用は慎重に判断を

## ローンって何だろう?

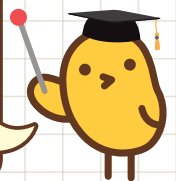
ローンとは、金融機関(銀行、カード会社、消費者金融等)から直接お金を借りることです。

消費者が金融機関に借入の申込みをすると、金融機関が消費者の信用調査をしてお金を貸し付けます。消費者は利息とともに借りたお金を返済します。

ローンもクレジットによる買い物と同様「借金」です。お金に困って借りると、返済は困難になることを認識し、計画的に利用することが大切です。

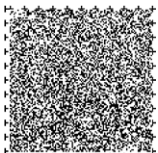


高額契約を勧められ、断り切れずに消費者金融等でお金を借りて契約し、返済に困るケースも見られます。  
安易な気持ちでお金を借りることのないように気を付けよう!



### 利用上の注意点

- 利用は返済能力の範囲で計画的に(返済額は、借入額よりも高額になります。)
- 無登録業者や高金利業者などの違法な金融業者を利用しない
- 多重債務で困った場合は消費生活相談窓口へ相談を!



# 消費者市民社会って何だろう？

私たち消費者一人一人が、消費行動を通じて、公正で持続可能な社会の実現に向けて積極的に参画していく社会を「消費者市民社会」といいます。

## 「消費者市民社会」の実現に必要な消費行動ってどんなこと？

「消費」はお金を支払って行う「投票」です。人や社会、環境に配慮した商品やサービスを選択することが、その企業や提供者を応援することにつながります。日々の消費行動が社会・経済・環境等に与える影響を考え、行動することが、消費者市民社会の実現に向けた第一歩です。

2015年に国連で採択された「持続可能な開発目標(SDGs)<sup>※1</sup>」の17の目標の一つにも「持続可能な消費と生産のパターンを確保する」が挙げられ、エシカル消費<sup>※2</sup>等の消費行動によって社会を変えていくことが、その目標実現のための一手段として示されています。

※1 「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2016年から2030年までの国際目標。2015年9月に国連サミットで採択。  
※2 人や社会、環境に配慮した消費行動。倫理的消費

12 つくる責任  
つかう責任



### 環境、人、社会等への配慮

- 生産や廃棄の際に、環境に大きな負荷をかけない商品を購入する
- フェアトレード<sup>※</sup>商品を購入する  
※ 開発途上国の原料や製品を適正な価格で継続的に購入することで、生産者や労働者の生活改善と自立を目指す貿易の仕組み
- 障害がある人の支援につながる商品を購入する
- 被災地支援につながる商品を購入する
- 地産地消の商品を購入する



### 買いすぎない 無駄な買い物はしない

- 必要性や必要量をよく考える  
(衝動買いをしない)

### コンプライアンス (法令遵守)に 欠ける事業者の商品は 購入しない

- 偽ブランド品や安全性が十分に確認できない商品は購入しない

## エシカル(倫理的)消費

# 私たちの消費行動が社会を変える!!

### 環境、人、社会にやさしい 商品の販売拡大

- ・ 環境保護
- ・ 公正な市場形成
- ・ 被災地支援
- ・ 地域の活性化 等



### 適正な供給

- ・ 資源の有効活用
- ・ 食品ロスの削減 等



### より良い商品の提供 商品の改善

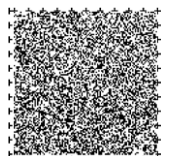
- ・ 安全、安心の確保



## 公正で持続可能な社会へ

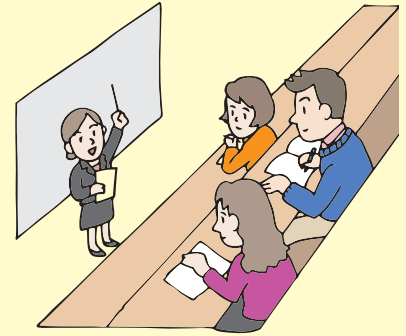


あなたも身近なことから行動してみよう!



## 無料で講師を派遣します! ※原則として、開催予定日の50日前までにお申込みください。

愛知県では、学校や地域などの様々な団体が行う消費者教育を支援するため、無料で講師(弁護士、司法書士、消費生活相談員等)を派遣しています。教員の教育研究や学校の授業、PTAの研修会、地域の勉強会等でぜひご活用ください。



### 教員・指導者向け

- ・消費者市民社会を目指す消費者教育のあり方
- ・効果的な指導方法や教材の活用法 など

### 生徒・PTA・一般消費者向け

- ・消費者トラブルの紹介と対処法
- ・インターネット、スマートフォンのトラブルについて など

【対象人数】 概ね30名以上

【会場】 主催者でご用意ください。

【講演時間】 60分～120分程度

【講師】 テーマに応じた講師を派遣します。(謝金・交通費は無料です。)

## お問合せはお気軽に、県民生活課まで! ☎052-954-6603 (消費者教育・啓発グループ)

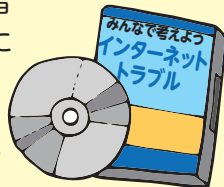
### 消費者教育の教材をご活用ください!

～消費者教育・啓発用映像教材を貸出しています～

契約・クレジット・悪質商法・消費者教育・衣食住・環境など、消費者問題に関する映像教材(DVD)の貸出を行っています。

社会科(公民)、家庭科、商業科などの授業や研修等で、ぜひご活用ください。

※貸出予約も承ります。



愛知県 消費者教育DVD 検索

### あいち消費生活情報メールマガジンを配信しています!

愛知県から最新の消費者トラブル情報、消費者教育、消費生活に関するイベント情報等を月に1度お届けします。ぜひ、ご登録ください!

#### ●「あいち消費生活情報メールマガジン」登録方法

右記のQRコードから登録画面へアクセス!



★メールアドレスを入力するだけで登録できます!

### もっと消費生活について学ぶには・・・ ～「あいち暮らしWEB」を活用しよう!～

消費者問題を始め、暮らしの情報サイトとして、お子様から高齢者の方まで幅広くご利用いただける総合サイトです。

ぜひご活用ください。



あいち暮らしWEB 検索

### 消費生活に関する教育のヒントが満載! 消費者教育ポータルサイトのご案内

消費者教育に関する様々な情報を消費者庁が提供するサイトです。自分のニーズに合った教材の検索・掲載ができます。

ぜひご活用ください。

消費者教育ポータルサイト 検索

### ●消費生活相談窓口のご案内●

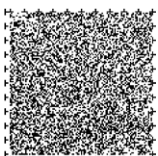
お住まいの市町村又は県で消費生活相談をお受けしています。

消費者  
ホットライン ☎188 (いやや!) 局番なし

※身近な相談窓口につながります。

#### 愛知県の消費生活相談窓口

■愛知県消費生活総合センター  
☎(052)962-0999



危険です!  
ながらスマホ



発行/愛知県県民文化部県民生活課  
〒460-8501名古屋市中区三の丸3-1-2  
☎(052)954-6603

\*「あいち暮らしっく」は、愛知県金融広報委員会の助成金を活用し発行しています。  
・発行月/平成30年12月